

# 「低賃金でも就労」基本

## 生活保護改悪へ 厚労省が全体像

厚生労働省は19日、同省で開いた全国の自治体部局長会議で生活保護制度改悪の全体像を示しました。▽「就労支援」の強化で保護に至らせない・保護からの早期脱却を図る▽福祉事務所の調査権限強化「がおもな内容です。

### 利用抑制へ調査権強化

村木厚子社会・援護

するとしました。

局長は今後の生活保護政策の課題として、▽保護の廃止件数を増やす▽働ける年代を保護から抜けさせる▽医療扶助、生活扶助の「適正化」を今後の課題とし、①60年ぶりの生活保護法「改正」②新法制定による「生活困窮者支援」③生活保護基準の見直し、で対応

「集中的な就労支援」を行い、6カ月たっても就職のめどが立たな

い場合には本人の希望しない職種・就労場所でも就職活動させること、保護開始3〜6カ月には5万円程度の低賃金でも「いったん就労」を基本的考え方として「明確にする」としています。生活保護利用者に低額な仕事を押し付けることは、労働市場全体にマイナスの影響を与えます。勤労控除の見直しとあわせて、年末などに控除されている「特別控除」を廃止するとしています。

生活保護法「改正」

を要する事項としては地方自治体の調査権限の強化をあげ、▽利用者、過去の利用者、扶

養義務者に説明義務を課す▽就労状況や保護費の使い道、過去に保護を利用していた人・その扶養義務者を調査対象に加える▽個人情報

報保護の点で困難な健康審査結果を入手可能にする▽調査に対し官公署に回答義務を課す「などの権限強化をあげています。

権限強化で健康診断結果や支出まで管理し、過去の利用者や扶養義務者にまで説明義務を課すなどは、生活保護利用をいま以上にためらわせ抑制するものです。